

令和3年度大磯町教育委員会第12回定例会議事録

1. 日 時 令和4年3月24日（木）  
開会時間 午前9時30分  
閉会時間 午前10時46分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長  
濱 谷 海 八 教育長職務代理者  
曾 田 成 則 委員  
トーリー 二葉 委員  
末 續 慎 吾 委員  
大 槻 直 行 教育部長  
瀬 戸 克 彦 町民福祉部長  
波多野 昭 雄 学校教育課長  
柳 田 美千代 子育て支援課長  
谷 河 かおり 生涯学習課長兼生涯学習館長  
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長  
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長  
北 水 慶 一 歴史・文化担当主幹兼郷土資料館副館長  
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長  
片 野 剛 志 学校教育課企画調整担当係長  
田 中 恵 子 （書記）学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 なし
6. 付議事項  
議案第29号 令和4年度大磯町教育委員会基本方針について  
議案第30号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について  
議案第31号 大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則  
議案第32号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
7. 報告事項  
報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について  
報告事項第2号 令和4年第1回（3月）大磯町議会定例会について  
報告事項第3号 令和4年度以降の大磯町成人式の式典名称について  
報告事項第4号 高来神社蔵木造神像の神奈川県指定重要文化財の指定について  
報告事項第5号 蔵書点検に伴う休館について  
報告事項第6号 大磯幼稚園の認定こども園移行に関するアンケートの実施結果について  
報告事項第7号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について
8. その他

## (開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年度大磯町教育委員会第12回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項4件、報告事項7件でございます。

本日は5名全員出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

現在、傍聴を希望される方が見えておりませんが、希望者が見えたら、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により傍聴を許可したいと思います。

### 【令和3年度第11回定例会の議事録の承認】

教育長) それでは、はじめに「令和3年度第11回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和3年度第11回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和3年度第11回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりでございます。

それでは、議事に入ります。本日の議事進行につきましては、議案第30号が人事案件となりますので、はじめに議案第29号、議案第31号、議案第32号について審議し、次に報告事項第1号から第7号の7件を扱い、最後に議案第30号の順で審議を進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

### 【議案第29号 令和4年度大磯町教育委員会基本方針について】

教育長) それでは、議事に入ります。議案第29号『令和4年度大磯町教育委員会基本方針について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第29号『令和4年度大磯町教育委員会基本方針について』、本文については省略いたします。令和4年3月24日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第29号『令和4年度大磯町教育委員会基本方針について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、令和4年度における教育行政を実施するにあたり、「令和4年度大磯町教育委員会基本方針」を決定することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第29号『令和4年度大磯町教育委員会基本方針について』、ご説明をさせていただきます。

令和4年度大磯町教育委員会基本方針の案につきましては、1月の定例会でご協議いただき、その後、学校長からの意見をもとに一部修正等を行いました。文言の修正をただけで、大きく内容に変更は生じておりません。

また、3月16日の大磯町議会定例会におきまして、教育委員会関連予算も可決いたしましたので、本日お配りさせていただきました内容で、令和4年度の事業等を進めてまいりたいと考えております。

令和4年度の基本方針につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。  
教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第29号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第29号『令和4年度大磯町教育委員会基本方針について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【議案第31号 大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則】

教育長) 次に、議案第31号『大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第31号『大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則』、本文については省略いたします。令和4年3月24日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第31号『大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則』について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町学校運営協議会規則を制定するに当たり、学校運営協議会委員の任免、委嘱及び解嘱に関することを新たに規定するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いたします。

学校教育課長) 議案第31号『大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則』について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに改正概要です。

大磯町学校運営協議会規則を制定したことに伴い、学校運営協議会の委員の任免、委嘱及び解嘱に関することを規定するため、規則の改正を行うものです。

「2 改正内容」です。

今回の改正は、学校運営協議会を追加するものですが、加えて、現在、附属機関としている文言を社会教育委員、図書館協議会、いじめ問題対策・調査委員会と具体的な名称に修正させていただきます。

「3 施行日」については、公布の日からとします。

2ページをご覧ください。規則の新旧対照表です。表の右側が現行の規則、左側が改正案、アンダーラインの部分が改正箇所です。

3ページ以降は現行の規則となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願しま

す。

<質疑応答> なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 31 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 31 号『大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【議案第 32 号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について】

教育長) 次に、議案第 32 号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 32 号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、本文については省略いたします。令和 4 年 3 月 24 日提出、大磯町教育委員会教育長、熊澤久。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 32 号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町学校運営協議会規則第 7 条の規定に基づく、新たな委員を委嘱又は任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第 32 号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、補足説明をさせていただきます。

まず、説明資料をご覧ください。1 ページ、委嘱理由です。

令和 4 年度より全ての町立学校、幼稚園に学校運営協議会を設置いたしますが、本議案は、大磯町学校運営協議会規則の規定に基づき、大磯町学校運営協議会委員を委嘱及び任命するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。

今回、提案させていただく委員の方々は、こちらの規則第 7 条第 1 項に記載しておりますが、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、学識経験者、関係行政機関の職員などの中から、小学校 2 校で 10 名、中学校 2 校で 12 名、幼稚園 2 園で 4 名、それぞれの学校長・園長よりご推薦いただいた方々で、任期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間となります。

なお、学校長、園長については、4 月 1 日に配置が決まりますので、改めて 4 月の令和 4 年度第 1 回大磯町教育委員会定例会において、再度付議をさせていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 委員の推薦について、規則第 7 条の第 2 項に、対象学校のうち候補となる者を学校長が推薦をすることができるというふうに書かれております。

学校長のほうから推薦理由が付記されていた場合には教えていただければありがたいなと思います。

学校教育課主幹) 推薦にあたっては特段の理由を添えるものではございませんので、公

式にはお伺いしておりません。

濱谷委員) 分かりました。

教育長) ほかにいかがですか。

各委員) 特にありません。

教育長) 初めてというか、スタートの年でございます。

先ほど、規則を変えていただいて、こういうふうに進めるということでございます。人数や、男性と女性、いろいろと調整をせざるを得ないこともありましたけど、学校長の推薦を尊重しつつ、教育委員会の中で少し決めさせていただいて、委員の皆様がご承認いただければありがたいなということでございます。

それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 32 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 32 号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

### 【報告事項第 1 号 教育長職務代理者の指名について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項第 1 号『教育長職務代理者の指名について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) それでは、報告事項第 1 号『教育長職務代理者の指名について』、ご報告いたします。

報告資料の裏面をご覧ください。

現在、濱谷海八委員が、昨年 4 月 1 日から 1 年間の任期で、教育長から教育長職務代理者に指名されております。教育長職務代理者の職の任期については、原則 1 年を目安として、年度を一つの区切りとし、任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日として整理していくこととしており、濱谷海八委員におかれましては、教育長職務代理者としての任期が本年 3 月 31 日で満了となります。

そこで、4 月 1 日以降の教育長職務代理者につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、本日、令和 4 年 3 月 24 日に、濱谷海八委員が教育長から指名されたことについて、ご報告いたします。

なお、任期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の 1 年間としております。

報告は、以上です

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) それでは、濱谷先生、引き続きよろしく願いいたします。

### 【報告事項第 2 号 令和 4 年度第 1 回（3 月）大磯町議会定例会について】

教育長) 次に、報告事項第 2 号『令和 4 年度第 1 回（3 月）大磯町議会定例会について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第 2 号『令和 4 年度第 1 回（3 月）大磯町議会定例会について』、概要をご報告いたします。

会期は、2 月 14 日から 3 月 16 日まで 31 日間の日程で行われました。

資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

それでは、資料の 1 ページをお開きください。1 ページから 3 ページが提出議案の一覧です。

件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連でございます。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。

4ページをご覧ください。議案第5号「大磯町特別職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の議案書でございます。なお、5ページから7ページまでが説明資料となります。こちらは、令和4年1月の教育委員会第10回定例会において、ご審議いただき、ご承認いただいた案件でございますが、「大磯町学校運営協議会」における委員報酬の額について、新たに「年額12,000円」と規定するものでございます。本案につきましては、奥津勝子議員から6問、吉川諭議員から3問、鈴木京子議員から2問、渡辺順子議員から4問、吉川重雄議員から3問の質疑ののち採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

次に、8ページから9ページをご覧ください。議案第9号「教育委員会委員の任命について」の議案書と説明資料でございます。本案につきましては、曾田成則教育委員の任期満了に伴う人事案件として、曾田成則氏を引き続き教育委員に任命するため、議会の同意を求めるものでございます。吉川重雄議員から1問の質疑ののち、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

次に、10ページから11ページをご覧ください。議案第10号「教育委員会委員の任命について」の議案書と説明資料でございます。本案につきましては、トリー二葉教育委員の任期満了に伴う人事案件として、トリー二葉氏を引き続き教育委員に任命するため、議会の同意を求めるものでございます。提案理由の説明ののち、採決が行われ、賛成者全員により原案どおり可決されました。

次に12ページから17ページをご覧ください。議案第11号「令和3年度大磯町一般会計補正予算（第7号）」の議案書と説明資料でございます。14ページから17ページの件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。こちらは、令和4年1月の教育委員会第10回定例会においてご審議いただき、ご承認をいただいた案件でございます。

まず、歳入は14ページのNo.9の学校教育課、学校保健特別対策事業費補助金で新型コロナウイルス感染症対策等に係る国庫補助金の増でございます。次に、歳出は16ページのNo.27の学校教育課、小学校費の学校運営事業で新型コロナウイルス感染症対策等に伴う支援補助金の増、No.28の学校教育課、中学校費の学校運営事業で新型コロナウイルス感染症対策等に伴う支援補助金の増でございます。次に、繰越明許費として、17ページのNo.5、No.6の学校教育課、学校運営事業で小学校費、中学校費ともに、小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症対策等に伴う支援補助を行うにあたり、先ほど歳出で説明した支援補助金の業務が年度内に終了しないため、計上するものでございます。教育委員会への議員からの質疑はありませんでした。子育て支援課が所管する補正予算に対し、質疑がございました。その後、本議案は、採決が行われ、賛成者全員により原案どおり可決されました。

次に18ページから25ページをご覧ください。議案第15号「令和4年度大磯町一般会計予算」の議案書と説明資料でございます。令和4年度当初予算における教育委員会関連予算については、令和4年1月の教育委員会第10回定例会においてご審議いただき、ご承認をいただいた案件でございます。

まず、20ページの上段、○印の部分でございますが、令和4年度大磯町一般会計予算における歳入歳出予算の歳出に係る当該区分ごとの明細でございます。教育費については項1から項6まで合わせて、10億6百74万4千円の歳出予算となります。次に、22ページをご覧ください。「歳入歳出予算の概要」でございます。ページの中程と下段にあるアンダーラインの部分が、教育委員会関係の記載でございます。次に、23ページは

「歳出の主な増減要因（目的別）」でございますが、No.10の○印に教育費の記載がございます。

なお、議案第15号については、令和4年第1回（3月）大磯町議会定例会の初日である2月14日に議案上程され、2月21日の総括質疑後に予算特別委員会が設置され、審議が付議されました。子育て支援課については、3月1日に行われ、大磯幼稚園の認定こども園化、保育対策総合支援事業補助金の内容等について審査がされました。学校教育課、生涯学習課については、3月4日に行われ、新型コロナウイルス感染症対応小学校給食費緊急支援補助金、中学校昼食支援補助金、小学校給食調理業務事業、大磯町立小中学校空調設備借上事業、コミュニティ・スクール運営事業、生涯学習推進事業、成人式開催事業、（仮称）明治150年記念冊子作成委託、旧吉田茂邸運営事業、郷土資料館施設整備事業、電子図書館、子ども読書推進事業などについて審査がされました。教育委員会の審査終了後に、予算特別委員会委員による討論と採決が行われ、令和4年度大磯町一般会計予算は、賛成者少数により否決されました。なお、3特別会計及び1企業会計においては、賛成者多数により原案どおり可決されました。

その後、令和4年第1回（3月）大磯町議会定例会の最終日である3月16日に本会議場にて、予算特別委員会の委員長報告に続き、令和4年度大磯町一般会計予算に対する修正案が提出され、修正案に対する質疑後に、討論と採決が行われました。

まず、令和4年度大磯町一般会計予算に対する修正案については、賛成者多数により修正案どおり可決されました。次に修正議決した部分を除く原案については、賛成者多数により原案どおり可決されました。次に、3特別会計については、予算特別委員会の決定どおり、賛成者多数により、原案どおり可決されました。1企業会計については、予算特別委員会の決定どおり、賛成者全員により、原案どおり可決されました。

次に26、27ページをご覧ください。令和4年第1回（3月）大磯町議会定例会の最終日である3月16日に議会より提案された決議案第2号「令和4年度予算に対する附帯決議」でございます。提案理由ののち、討論、採決が行われ、賛成者多数により、原案どおり可決されました。

続いて、2月21日に行われた令和4年度予算に係る総括質疑の概要についてご報告いたします。28ページから29ページまでが総括質疑の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。4人の議員から質問がございました。28ページには吉川重雄議員、鈴木京子議員と奥津勝子議員の質問事項、29ページには石川則男議員の質問事項があり、記載のとおり質問がございました。

続いて、2月24日、25日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。30ページから33ページまでが一般質問の通告内容で、○印、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。6人の議員から質問がありました。

30ページをご覧ください。二宮加寿子議員から、「子どもたちの教育機会の確保と拡充」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、大磯町の教育ビジョン、デジタル教育に対する支援、コミュニティ・スクールの導入、インクルーシブ教育などの再質問がございました。

次の議員は、鈴木たまよ議員で、「町は町民の信頼をどのように回復していくのか」についての「大磯町立大磯幼稚園民営化について」として、記載のとおり質問がございました。町長から答弁があり、町立大磯幼稚園民営化こども園移行についての陳情にある陳情項目、公立幼稚園を民営化することによるデメリットなどの再質問がございました。

30ページ、31ページをご覧ください。次の議員は、石川則男議員で、「町民のささやかな要望にどう応えるのか」についての「教育ビジョンの政策・浸透には、町民の理

解・協力が不可欠と考えるが、今後どう進めていく考えか」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、再質問の時間はございませんでした。

32 ページをご覧ください。次の議員は、飯田修司議員で、「中崎町政3期11年の間に、大磯中学校の校舎整備になぜ、着手できなかったのか、」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、大磯中学校の校舎整備の計画についてなどの再質問がございました。

次の議員は、鈴木京子議員で、「教育委員会の議論の見える化を」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、事務連絡調整会議から教育委員会定例会への意見等の繋ぎ方などの再質問がございました。

33 ページをご覧ください。次の議員は、清田文雄議員で、「通学路の安全対策における現状と対策は」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、通学路交通安全プログラムによる通学路点検、対策が必要な箇所数、対策の検討や進捗の確認方法、通学路の変更、通学路変更に伴う安全性の確認などの再質問がございました。

次に34、35 ページをご覧ください。陳情第14号「国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情15号「神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」でございます。こちらは、令和3年12月24日に受理されたのち、令和4年2月18日に付託された福祉文教常任委員会の審査により、陳情第14号、陳情15号ともに趣旨採択と決しました。なお、令和4年第1回（3月）大磯町議会定例会の最終日である3月16日に福祉文教常任委員会委員長より審査結果の報告がございました。

次に36 ページをご覧ください。福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査でございます。令和4年第2回（6月）大磯町議会定例会までの閉会中の期間において、「中学校昼食運営事業の中学校昼食支援補助金について」の事項が、所管事務調査として行われる予定でございます。

令和4年第1回（3月）大磯町議会定例会の概要報告については、以上でございます。なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてご確認くださるよう、お願いいたします。

教育長） ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>

濱谷委員） 32 ページ、3月定例会の総括質疑の鈴木京子議員のところで、『熱心な大磯町教育委員会の議論の「見える化」を図る考えがないか。』というご質問に対して、後でホームページを見れば分かるんですけども、教育長のほうから、趣旨だけ少しお話いただければと思います。

教育長） 私のほうでは、こういう定例会については公開をしておりますが、その後の事務連絡調整会議については、公開するような内容ではないので、それは非公開でこれからもやっていきます、と。

鈴木京子議員は、前回、幼稚園の民営化についての陳情の報告があった際に、教育委員さんからの意見が聞けなかった。せっかく開いているんだから、意見を言ってほしかった、というご要望がありました。ですので、事務連絡調整会議をやっちゃいけないとか、そういうことを言っていらっしゃるわけではないですね。

ただ、教育委員の皆さんには、事前に民営化についてはいろいろとお話をしてありますので、分かりましたという中で、教育委員の皆さんからは、常に保護者の意見を十分に聞いて、それでまた進んでいってくださいというお言葉をいただいております、とい

う答弁をさせていただきました。

鈴木京子議員も、定例会の公開については特に異議があるわけではなくて、教育委員さんの言葉を聞きたいというお考えでございます。今日は、たまたま傍聴に議会関係の方はいらっしゃいませんけれど、議事録は残りますので、忌憚のないご意見をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

各委員) 特になし。

教育長) 先ほど、教育部長のほうから報告がありましたとおり、来年度の予算については、一部修正という形で通りまして、教育委員会関係は全てご了解いただいたと。ただ、付帯決議がありますので、今後はまた十分に説明をさせていただく機会をいただけたのかなと思っておりますので、予定どおり進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

### 【報告事項第3号 令和4年度以降の大磯町成人式の式典名称について】

教育長) 次に、報告事項第3号『令和4年度以降の大磯町成人式の式典名称について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第3号『令和4年度以降の大磯町成人式の式典名称について』、ご説明させていただきます。

裏面と参考資料の記者発表資料を併せてご覧下さい。

民法改正に伴い、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられますが、大磯町では、令和2年6月30日に記者発表を行っており、令和4年度以降の成人式についても、これまで通り対象年齢を20歳として実施することを決定しております。

なお、式典名称については、今後検討し発表することとしていましたので、検討の結果をご報告させていただきます。

令和3年度成人式実行委員会の委員の方や、青少年指導員、社会教育委員から意見を伺いました。主な意見といたしまして、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられたとはいえ、本当の意味で成人するとはどういう事かを考える意味では成人式がわかりやすい。また、18歳を成人と定めたのに、様々な理由により行事の対象年齢で20歳を祝うと言うのは何だか違和感がある。などの意見がございました。

多数の方が、現行どおり大磯町成人式で良いとの意見でありましたので、現行どおりとすることを決定いたしました。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

トリー委員) 青少年指導員や社会教育委員の方などから意見聴取をしたということなのですが、実際にこの式典を受ける子たち、二十歳の、若い世代の意見というのは拾えているのでしょうか。

生涯学習課長) 今回、新たに、令和5年の1月に成人される、成人式の対象の方々には直接意見は伺えていないのですが、今年度に成人式の実行委員をされた二十歳の方々の意見もこちらには含まれております。そういった方の意見では、他市町村によっては、二十歳を祝う会ですとか、そういった名称に変更されているところもありますけれども、成人式という名称に違和感はないですとか、こだわりはないというような意見を伺っております。

以上です。

トリー委員) ありがとうございます。ちょっと確認まででした。

教育長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

各委員) 特になし。

教育長) 意外に、青少年指導員さんとか社会教育委員さんは、ネーミングということで、こだわっていろいろとお考えいただいた方もいるんですけど、子どもはあっさりしてしまして、保守的と言う言い方がよろしくないかもしれませんが、いいんじゃない成人式で、という。若者のほうがすっきりとしている。最近は、そういう感じだなというふうに思っております。

全国を見ても、名前はともかく 18 歳でやるところは 1、2 か所しかない状況ですので、大磯町は今までどおりやらせていただこうかなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

#### 【報告事項第 4 号 高来神社蔵木造神像の神奈川県指定重要文化財の指定について】

教育長) 次に、報告事項第 4 号『高来神社蔵木造神像の神奈川県指定重要文化財の指定について』、事務局より報告をお願いします。

歴史・文化担当主幹) 報告事項第 4 号『高来神社蔵木造神像の神奈川県指定重要文化財の指定について』、補足説明をいたします。

1 ページをご覧ください。当町に所在する高来神社の木造神像は、大磯町指定有形文化財(彫刻)に指定されています。令和 4 年 3 月 9 日開催の神奈川県教育委員会 3 月定例会において神奈川県文化財保護審議会の答申に基づき、神奈川県指定重要文化財に指定することが決定しました。資料では、県の公報により近日、指定の告示が行われる予定だと記しておりますが、3 月 18 日に告示が行われ、正式に指定にいたっております。

指定名称は、「木造男神立像、木造女神立像、木造僧形神立像、木造男神立像 弘安五年の銘がある、木造女神像頭部残欠 弘安五年の銘がある、木造僧形神立像(頭部欠)、木造隨身立像(頭部欠)、附 左右袖部」です。

数量は「10 軀 1 箇 附 2 箇」でして、5 ページから 7 ページの写真をご覧ください。10 軀とは、まず 5 ページの①②の男神立像(その 1)(その 2)、③④の女神立像(その 1)(その 2)です。同じ神像の写真のように見えますが、それぞれ 2 軀ございます。また 6 ページにあります⑤⑥の僧形神立像も(その 1)(その 2)と 2 軀ございます。⑦男神立像、⑧を飛ばしまして、⑨僧形神立像、⑩⑪の隨身立像の合計 10 軀です。1 箇とは⑧の女神像頭部残欠で、附 2 箇は⑫の左右袖部です。このうち、⑦⑧の神像には弘安五年(1282 年)銘記がございます。

来歴としては、3 ページに記しておりますが、木造神像は高来神社の神輿堂に安置されていた神像で、平成 12 年 11 月の調査で見出されました。平成 16 年に大磯町指定有形文化財となり、平成 16 年から令和 2 年にかけて保存修理を行い、現在は大磯町郷土資料館におきまして 3 軀は常設展示室で展示し、その他は特別収蔵庫で保管をしております。

文化財の価値は 4 ページに記載しておりますが、鎌倉時代の神像がまとまって伝来する例は全国的に珍しく価値が高く、製作年が判明する点も貴重であるとのこと。また、⑦男神立像と⑧女神像頭部残欠には弘安五年の製作年の他に勸進聖玄西の名がありました。勸進聖玄西は 13 世紀後半に高麗周辺で活動していた僧侶といわれており、当時の高麗寺は鎌倉幕府とのつながりが深く本県にとって重要な文化財といえるということが指定の理由となっております。

説明は以上となります。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

#### 【報告事項第5号 蔵書点検に伴う休館について】

教育長) 次に、報告事項第5号『蔵書点検に伴う休館について』、事務局より報告をお願いします。

図書館長) 報告事項第5号『蔵書点検に伴う休館について』、説明いたします。

裏面をご覧ください。

蔵書点検を実施するため、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例施行規則第5条第1項第3号の規定により、休館するものです。詳細は記載のとおりとなります。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 昨日は教育委員の方にも図書館に来ていただいて、大変素晴らしいと言っていました。蔵書も増えて、これから大変だなと思いますが、またデジタル化のほうも進めておりますので、いろいろな幅というか年齢層で興味や関心が違いますし、ブックスタートとか、大磯町のやることは本当に素晴らしいなと思います。

よろしいでしょうか。

#### 【報告事項第6号 大磯幼稚園の認定こども園移行に関するアンケートの実施結果について】

教育長) 次に、報告事項第6号『大磯幼稚園の認定こども園移行に関するアンケートの実施結果について』、事務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) 報告事項第6号『大磯幼稚園の認定こども園移行に関するアンケートの実施結果について』を説明いたします。

まず、このアンケート実施に至りました経緯を簡単に説明させていただきます。

昨年、11月19日に大磯幼稚園PTA会長から提出された「町立大磯幼稚園民営化こども園移行についての陳情」につきましては、12月2日に開催された福祉文教常任委員会において審議が行われ、採択されました。

出席された多くの議員から、「もっと、今いる園児の保護者の意見をよくきくべきだ」というご意見をいただきました。そのため、より多くの保護者の方から民営化認定こども園の移行に対するご意見をいただくため、アンケート調査を実施しましたので、その結果を本日ご報告させていただきます。

それでは、資料の表紙をおめくりください。まず、「1目的」ですが、認定こども園移行に関して、より多くの子育て世帯の方からこの民営化こども園移行についての疑問やご意見を伺い、今後の施策に活かすとともに、認定こども園移行に向けた保護者の方々の不安や心配ごとにお応えすることを目的に、アンケート調査を実施しました。なお、このアンケート調査は、民営化やこども園化の賛否を問うものではありませんので、無記名で自由意見を記載していただく形としました。

「2実施期間」は、昨年12月14日(火)から年明けの1月14日(金)までの1か月間とし、「3対象者」は町内の幼児教育・保育施設等を利用する方としました。

「4回答方法」は、各施設に「意見回収箱」を設置し、そこにご意見を記載したアンケート用紙を投函していただくスタイルとしました。

「5意見回収箱の設置個所と回答数」は資料下段に記載のとおりで、収集した意見は合計で72件ございました。

資料の裏面をご覧ください。

「6主なご意見の例」は、記載のとおりです。賛成、反対、それぞれご自身が置かれた立場において、率直なご意見をいただいたところです。

なお、いただいたすべてのご意見に対しては、町の回答をつけた形で、町ホームページで公表するとともに、アンケート実施に協力いただいた各施設にも配布させていただく予定です。全意見に対する回答は本日配布させていただきました資料に添付しておりますので、ご確認をお願いします。

また、このアンケートは、コロナ禍であることと、会議等の場においてはご自分の率直な意見を言うことを苦手とする方もいること、さらに、大磯幼稚園の保護者だけでなく、大磯町で子育てをされている方全ての方から広くご意見をいただくために実施しました。今後は、この集計結果をもとに、改めて、保護者の方と対面した形で意見交換を行う予定で調整しております。

報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、特にご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

曾田委員) これは今までもいろいろな報告がたくさんございましたので、特に問題があるわけではないのですけれども、当時、反対の方の意見を聞いていましたけど、賛成の方を確認したいですね。どのくらいあったかじゃなくて、どんな賛成の声があったかだけでも結構ですので、ちょっと教えていただければと思います。

子育て支援課長) 今まで、園のPTAの方から要望や陳情という形で、反対の意見という形では出されていましたが、実際に大磯幼稚園の中でも賛成の意見というのはいただいております。

主な賛成のご意見としましては、やはり保育園の入所をするための活動を経験している方などについては、保育の受け皿の確保をしていただけるのは望ましいという形の賛成の意見、また、民営化後に大磯幼稚園がこども園に変わった後に、実施してほしいサービスをや、どういう園活動を今後してほしいかなど、前向きな賛成の意見を書いていた方もいらっしゃいます。

以上です。

曾田委員) ありがとうございます。

濱谷委員) 幅広く意見を聞くという趣旨でのアンケートですけれども、今ご報告を聞きましたし、それから、まとめたものに対しての答え、意見に対しての回答も読ませていただいております。その中でも、1点気がつくのは、民間業者による認定こども園に対する意見の反対というよりも、不安を持っているアンケートも幾つか散見されます。

まずその一つは、民間業者、平たく言えば私立ということであるかな。私立に移行すると保育の質が下がるのではないかと、質の低下があるのではないかとというご意見があったり、あるいは、民間業者、私立と聞くと冷たい感じ、お金でなんとかというイメージがある。このようなご意見もあるし、あるいは、民営化すると、障害児を受入れできなくなるのではないかとかという不安のあるご意見もございました。

当然その不安に対して、行政のほうはしっかりと回答をしていかなければならない。その回答を読んでも、しっかりと回答は書いてありますけれども、私も私立の方に長く

勤務をしていた者として、私立と公立の違い、これはよく私は昔から、私立を希望する保護者の方たちにお話をしてでございます。

公立がやはりいいのか、私立がいいのか。教育ですから、私立も公立も分け隔てなく、学校というのは両翼で動いているわけであります。片方の翼だけで日本の教育というのは行うことはできません。私立と公立の両翼で教育をしているわけであります。私立は計画の推進という、この部分で学校運営がされていく。公立は、行政の教育目標のところに沿って教育をしていくということであります。そういう意味では同じ視点であろうかなと思います。

ただ、私立の建学の精神というのは、学校というのは、私立は寄付行為というもので運営をされています。寄付行為というのは、一般の人たちからの寄付であり、寄付行為というものによって学校が運営されているわけであります。そういう意味で、民間の認定こども園に移行していくということですので、ここに対して、当然分からない人たちというのは不安になるのだらうと思います。今まで公教育で育ててきた保護者の方たちというのは、私立というとなかなか理解できないようなことがあるのではないかなというふうに思います。そういう意味で、くどいようですけれども、しっかりと私立の認定こども園がどういうものであるのかということをお願いしたいというふうに思います。

そして先ほど、令和4年度大磯町教育委員会の基本方針が教育委員会の中で、異議なしということで承認されました。その中の重点施策の中に、幼稚園で5項目書いてあるわけであります。特に、(5)の「学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入し、幼稚園運営に対する保護者や地域住民の参加を進め、特色のある園づくりを推進していく。」とあります。まさしくこれを民間に移行した場合、民間のこども園の管理者の方には、これをしっかりと大磯町の幼稚園のいわゆる重点目標ですと。これに沿って認定こども園を運営していただきたいということをしっかりとお話していただきたいと思いますというふうに思います。そして同時に、不安を持っている人たちに対して、私立の認定こども園の見学会、あるいは民営化の不安を取り除く幾つかの対策をしっかりと立てて進めていただきたいと思いますというふうに、このアンケートの実施結果を読ませていただいて感じたところでございます。

以上でございます。2点だけ述べさせていただきます。

トリー委員) 大磯の地域性といいますか、結構親子代々この幼稚園でという、そういうことで、変わってほしくないという心情的なものをお持ちのお母さま、保護者も結構いらっしゃるのかなと思うんですね。ただ、やっぱり時代で、お仕事をなさっている方も増えてきていますしね、結局もう、しょうがない。ここにもありますけれども、やむを得なくて平塚の保育園とか一時保育を利用しているという人がいるとか、そういうような現実というものもありますので、その辺が、大磯の幼稚園のよさをうまく継承しながらスムーズに移行できるように。これは大変な事だと思いますけれども、いい形で進めていただけたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

教育長) ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

私も平成17・18年のときに学校教育課長で、その頃は幼稚園も教育委員会の管轄であり、小磯幼稚園の民営化というものにちょうどあたりました。保健センターにたくさんの方をお招きして、いろいろな意見をいただいて、全て課長として対応したつらい思いがあります。気持ちとしては、今トリー委員がおっしゃったように、やっぱり町立を残してほしいよね、と言う気持ちはみんなあるんです。ただ、いろいろな面で変えていかなきゃいけない点という部分が出てきます。その当時もそういうお願いをして今のようになっているので。これからコミュニティ・スクールを教育委員会として指定

して始めていくんですけれど、その中でも、幼保・小・中一貫の連携した教育をしていきたいと、今濱谷先生がおっしゃったように、この教育委員会の持っている考え方を民営化しても皆さんに広めていって、そういうつながりを十分持って、子供たちが保育園からであろうと、幼稚園からであろうと、公立であろうと、私立であろうと、小学校・中学校に来たときに同じように対応できるような、そういうシステムを作っていくのが私たちの責任だと思っておりますので、ご理解いただければありがたいなと。よろしくお祈りします。

よろしいでしょうか。

### 【報告事項第7号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について】

教育長) 次に、報告事項第7号『教育委員会関連事業の実施及び結果報告について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第7号『教育委員会関連事業の実施及び結果報告について』、説明させていただきます。

裏面の一覧表をご覧ください。

上段2つの「高麗の山神輿」について、春季企画展「めぐってみよう！大磯宿」の開催について、につきましては、4月からの実施事業となります。詳細につきましては、1ページから3ページをご参照ください。

また、3段目からの企画展「堀文子と大磯」の開催について、教養講座「鉄道開業150周年～湘南から見た神奈川の鉄道～」の開催結果について、児童文学講演会「“じいちゃんじてんしゃ”が出発進行するまで」の開催結果について、令和3年度いそっこフェスティバル合同作品展示の実施結果について、につきましては、4ページから9ページに記載のとおりとなりますのでご参照ください。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

曾田委員) この山神輿の件ですけれども、これだけ具体的に計画が載っているのに、せっかく協力もしたかったのに結構だと言われまして、とても残念です。人を集める側としては。これだけやるんだったら、やっちゃえばよかったのにとお思います。コロナウイルスがありましたから我慢しますけど。

教育長) 神事ということで、最小限の中で行わせていただくということに。4月2日に国府祭のやり方も決まってくるので、その辺、どこの地区も悩んでいるのかなと思います。私も地元の氏子総代になってしまいました。

ただ、最小限に宮司を呼んで厄よけをしましょう、という方向が主流になっております。よろしくお祈りいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

### 【議案第30号 教育委員会事務職員及び教育施設等の職員の人事異動について】

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。議案第30号『教育委員会事務職員及び教育施設等の職員の人事異動について』が人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第30号の審議については、秘密会といたし

ます。

恐れ入りますが、傍聴者はおりませんが、一部の方は退室をお願いします。  
暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開いたします。

ただいま、秘密会において、議案第 30 号『教育委員会事務職員及び教育施設等の職員の人事異動について』の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

#### 【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は新年度になりまして、4月 21 日木曜日、午前9時 30 分から、図書館本館大会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和 3 年度大磯町教育委員会第 12 回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和4年4月21日

教 育 長      熊 澤 久

---

教育長職務代理者      濱 谷 海 八

---

委            員      末 續 慎 吾

---

委            員      トーリー 二 葉

---

委            員      曾 田 成 則

---